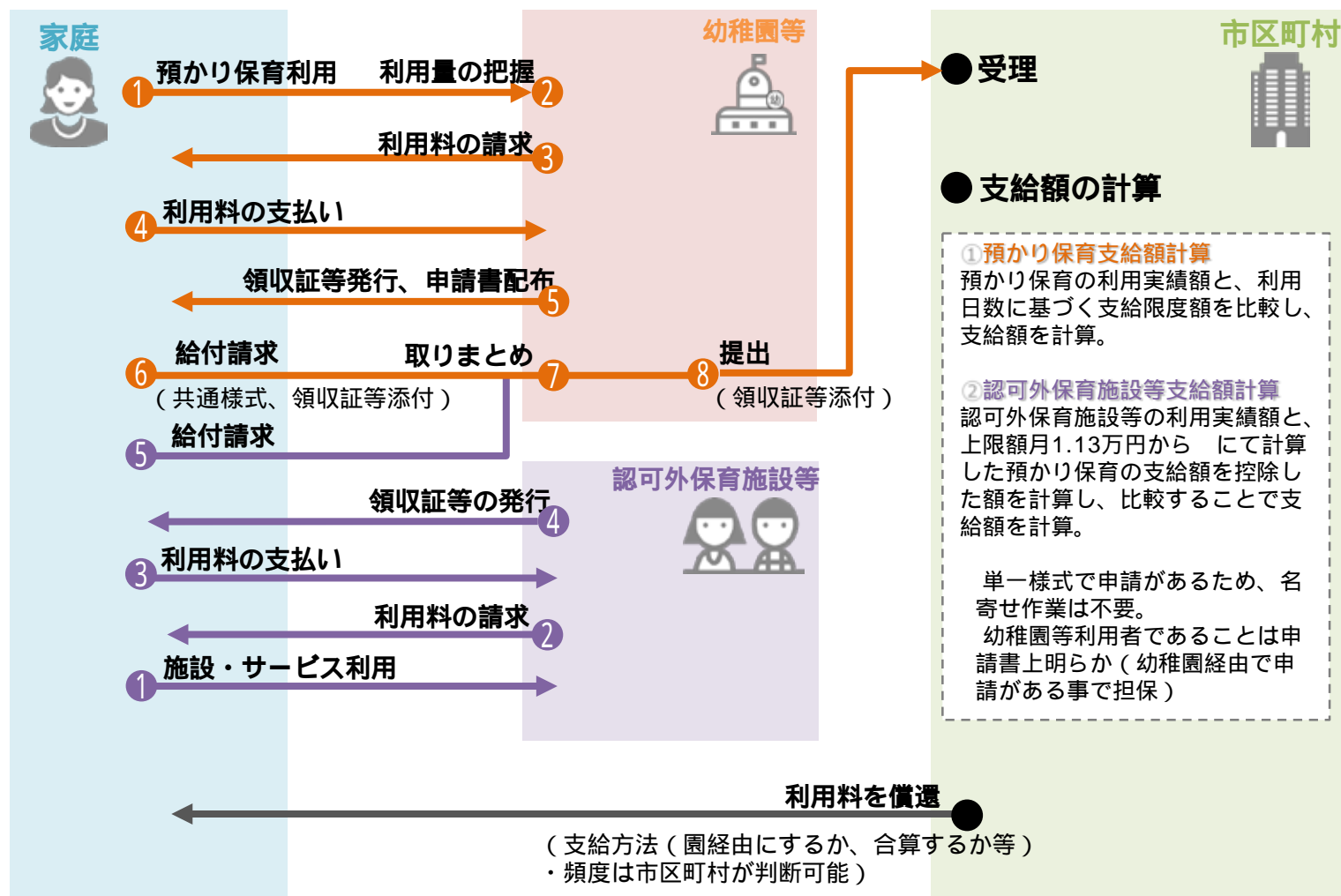


幼稚園等（幼稚園及び認定子ども園（1号認定））の利用者で保育の必要性のある者のうち、「認可外保育施設等」が無償化の対象となる者については、幼稚園利用希望者は、本来在籍園の「預かり保育」によりニーズが充足されると考えられること、今回の措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置として講じられたことに鑑み、「**教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満**」の要件を満たす幼稚園等に通う利用者に限ることとする。

また、「預かり保育」と「認可外保育施設」に係る請求を単一の様式にて在籍園で取りまとめて申請を行うこととし、申請が別々に提出された場合のいわゆる「名寄せ」（対象者の把握等）に係る市区町村の事務負担を軽減。（預かり保育の利用がなく認可外保育施設等のみの利用の場合も、幼稚園等の利用者については幼稚園等を経由して提出して頂くことを想定。）



幼稚園等利用者の認可外保育施設等の無償化の取扱いについて（概要）

【ポイント】

幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満）に限り、**認可外保育施設等の利用も無償化の対象**

認可外保育の無償化に係る給付額は、預かり保育の無償化上限額（月額1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化給付額を差し引いた額。

基本的には、園は保護者が提出する給付請求書・領収証・提供証明書（認可外保育施設等を含む）をまとめて市町村に提出。

【申請パターン】

各園における預かり保育の実施状況	預かり保育に係る無償化の給付額	認可外保育施設等に係る無償化の上限額
預かり保育を実施していない場合	—	1.13万円（ ）
平日8時間以上かつ年間200日以上 の預かり保育を実施していない場合	利用しない（預かり保育を利用しているが、給付申請しない場合を含む）	1.13万円（ ）
	0.8万円（例）	1.13万円（ ） - 0.8万円 = 0.33万円
	1.13万円（ ）【給付上限額】	1.13万円（ ） - 1.13万円 = 0円
平日8時間以上かつ年間200日以上 の預かり保育を実施している場合	利用しない（預かり保育を利用しているが、給付申請しない場合を含む）	各園で十分な水準の預かり保育が実施されていることを踏まえ、預かり保育の利用状況に関わらず、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外
	0.8万円（例）	
	1.13万円（ ）【給付上限額】	

（ ）給付限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円

預かり保育事業に加えて認可外保育施設等を利用する場合の給付額算定の方法について

算定方法のポイント：預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化給付額を差し引いた額を給付

預かり保育の利用日数×日額単価（450円）で**月毎**に個人の給付限度額を計算

（給付限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円。当該給付限度額と支払った利用料実績額を月毎に比較して、小さい方を給付額とする）

預かり保育の無償化限度額（1.13万円又は1.63万円） - 預かり保育の無償化給付額で算出された額の範囲内で他のサービス部分を給付（他のサービスの給付限度額は日ごとの管理は不要）

月内の給付額算定例 【預かり保育+認可外保育施設】

算定例の前提

4歳児が預かり保育を月15日利用し、認可外保育施設を月5日利用
・預かり保育利用料 400円/日
・認可外保育利用料 3,000円/日

預かり保育の無償化給付額

（実利用料） （給付限度額）
 $400円 \times 15日 = 6,000円 < 450円 \times 15日 = 6,750円$
実利用料の方が小さいため、6,000円を給付

当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額

$11,300円 - 6,000円 = 5,300円$

認可外保育施設の無償化給付額

（実利用料） （給付限度額）
 $3,000円 \times 5日 = 15,000円 > 5,300円$

給付限度額の方が小さいため、5,300円を支給。
預かり保育と合計で11,300円が給付される。

月内の給付額算定例 【預かり保育なし+一時預かり+ファミサポ】

算定例の前提

4歳児が預かり保育を利用せず、一時預かりを一日3時間・月5日、ファミサポを一日3時間・月5日利用
・一時預かり事業利用料 1,000円/時間
・ファミサポ利用料 700円/時間

預かり保育の無償化給付額 0円

当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額

$11,300円 - 0円 = 11,300円$

一時預かり事業・ファミサポの無償化給付額

一時預かり事業： $1,000円 \times 3時間 \times 5日 = 15,000円$
ファミサポ： $700円 \times 3時間 \times 5日 = 10,500円$
+ = 25,500円

（実利用料） （給付限度額）
 $25,500円 > 11,300円$

給付限度額の方が小さいため、11,300円を支給。

(参考) 預かり保育事業の無償化に係る令和元年度予算の積算人数

1号認定子ども	68万人	うち保育の必要性のある利用者	27万人	
未移行私立幼稚園等	72万人	〃	29万人	計56万人

1号認定子ども及び未移行私立幼稚園等において、約4割が保育認定事由により預かり保育事業を利用するものと想定。

(参考1) 幼稚園・幼稚園型認定こども園における預かり保育の実施状況 (H28文部科学省調べ)

	実施園数	実施園数のうち、私学助成 (特別補助)を受けている園数	実施園数のうち、一時預かり事業 (幼稚園型)を実施している園数
公立	2,549園 (66.0%)		928園 (36.4%)
私立	6,532園 (96.5%)	4,464園 (70.3%)	921園 (14.5%)
合計	8,901園 (85.2%)	4,464園 (50.2%)	1,849園 (20.8%)

実施園数の割合は調査回答園数に占める割合。私学助成を受けている園数及び一時預かり事業を実施している園数の割合は実施園数に占める割合。

(参考2) 預かり保育の利用者の割合及び保育認定事由のある利用者の割合 (H28文部科学省調べ)

	公立	私立	合計
預かり保育の利用者割合	45.5%	71.6%	67.2%
保育認定事由(就労等)あり	24.8%	35.6%	33.8%
保育認定事由(就労等)なし	20.8%	36.1%	33.5%